

## 美祢市立図書館基本構想策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の説明

#### (1) 趣旨

美祢市立美祢図書館は、現在の建物が建設されてから47年が経過しており、老朽化と蔵書数の増加に伴って、本・資料の展示・保管が困難な状況にある。また、書架の間隔が狭く、閲覧スペースも乏しいなど、読書環境に多くの課題がある。

美祢市教育委員会では、平成29年度に「美祢市立図書館あり方検討委員会」を設置して、これからの図書館のあり方及び方向性を検討し、将来の新しい図書館の整備に向けた議論を進めてきた。また、美祢市立美東図書館及び秋芳図書館については、それぞれ総合支所内に複合施設として整備される計画が進みつつある。

新しい図書館は、現在の図書館の様々な課題を改善しながら、美東・秋芳図書館との連携・役割分担を考慮しつつ、多くの市民の方に利用していただける施設となることを目指している。

このような背景のもと、令和3年度以降に実施を予定している図書館基本計画の策定に先立ち、新しい美祢図書館のコンセプトと基本方針を取りまとめ、「美祢市立図書館基本構想」を策定する。

#### (2) 業務名

美祢市立図書館基本構想策定業務委託（以下「本業務」という。）

#### (3) 業務内容

別添1「美祢市立図書館基本構想策定業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり

#### (4) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と技術面を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。）

#### (5) 契約期間

契約締結日から令和3年8月31日まで

#### (6) 委託料上限額

本業務に係る委託料の上限は、3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、本業務は令和3年度までの継続事業とし、令和2年度の委託料上限額は1,925千円とする。

#### (7) 業務の実施場所

美祢市大嶺町東分281番地1 美祢市立美祢図書館内、受託者の作業所ほか

(8) 日程

	項 目	日時又は期限等
1	プロポーザル開始の公告（受付開始）	令和2年7月15日(水)
2	質問書の受付期限	令和2年7月22日(水)17時
3	質問への回答期限	令和2年7月27日(月)17時
4	参加申請書の提出期限	令和2年7月29日(水)17時
5	企画提案書の提出期限	令和2年8月19日(水)17時
6	ヒアリング審査(プレゼンテーション)	令和2年8月24日(月)《予定》
7	選定・非選定通知	令和2年8月26日(水)《予定》

(9) 担当部署

ア 名称

美祢市教育委員会生涯学習スポーツ推進課 美祢市立美祢図書館

イ 所在地

〒759-2212 美祢市大嶺町東分 281 番地 1

ウ 連絡先

電話 0837-52-0213

F A X 同上

電子メール tosho-k@city.mine.lg.jp

なお、メールの件名は、【図書館基本構想】プロポーザル質問書（事業者略称）とすること。

2 参加表明等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加申請書類提出の日から契約締結日までの間において、美祢市の指名停止措置を受けている者でないこと。

ウ 公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務を行った実績を有すること。

※ 公立図書館等には、公立図書館と他の公共施設の複合施設も含むものとし、類似業務とは、公立図書館に係る基本構想又は基本計画等これに類する業務を指す。

エ 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置すること。

(2) 参加者の失格

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 参加申請書類提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ウ 参考見積額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が、委託料上限額を超えている場合
- エ 期限内に関係書類が提出されなかった場合
- オ 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- キ 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- ク 各前号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

### (3) 参加申請書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

#### ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 第1号様式 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 1部
- (イ) 第2号様式 公募型プロポーザル参加資格総括表 1部
- (ウ) 第3号様式 業務実績書 1部
- (エ) 第4号様式 営業所一覧表 1部
- (オ) 第5号様式 暴力団排除に関する誓約書 1部
- (カ) 第6号様式 委任状 1部
- (キ) 第7号様式 統括責任者予定者の経歴書 1部
- (ク) 第8号様式 業務実施体制調書 1部
- (ケ) 印鑑登録証明書 1部
- (コ) 登録証明書又は登録通知書 1部
- (サ) 国税及び地方税<sup>\*</sup>に滞納がないことの証明書 1部

※地方税については、県・市内に営業所がなく納税義務が無い場合は不要

- (シ) 商業登記簿の謄本又は現在事項全部証明書 1部
- (ス) 直前一年間の決算書類 1部
- (セ) 会社概要パンフレット（任意提出）1部

なお、共同企業体で参加する場合は、上記に加え、第9号様式「共同企業体届出書兼委任状」を1部提出すること。

- (ソ) 返信用封筒（定型サイズ返信用切手84円貼付）1部

※ 上記書類の提出の際、「申請書類チェックリスト」を、申請書類の一番上に綴じること。

- イ 提出期限 令和2年7月29日（水）17時（必着）

※ 提出可能な時間は、美祢市立美祢図書館の休館日を除く、平日の9時から17時までとする。

- ウ 提出方法

事務局に持参又は郵送すること。

※ 電子メールでの提出は不可とする。

エ 参加辞退

参加申請書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡の上、第10号様式「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加申請書等提出後に参加を辞退した場合、指名除外等の不利益な扱いをするものではない。

3 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

本プロポーザルに関して質問がある場合は、第11号様式「質問書」により、質問内容を具体的に記入して、事務局に提出すること。

※ 口頭での質問（電話等での問合せ等）は、受け付けないので注意すること。

イ 提出期限

令和2年7月22日（水）17時（必着）

ウ 提出方法

事務局のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

なお、メールの件名を「【図書館基本構想】プロポーザル質問書（事業者略称）」とすること。

※ 電子メール送信後、必ず事務局に電話で着信の確認をすること。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和2年7月27日（月）17時までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページ上に掲載する。

なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領の修正とみなす。

4 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 第12号様式 提案書等提出書 1部

(イ) 提案書 10部

<提案内容>

多様化する市民ニーズに対応した地域の情報拠点として、誰でも気軽に利用できる図書館のあり方を示すとともに、委託仕様書に示す業務内容について、具体的な手法、工程、実施体制を提案すること。また、業務実施にあたり工夫等がある場合は、積極的に提案すること。

<様式>

日本工業規格によるA4版の規格、両面印刷、長辺綴じで作成すること。（30ページ以内）

提案書には、提案者（協力事業者を含む。）を特定することができる

内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

(ウ) 提案書データのCD-ROM 1枚

(エ) 参考見積書 1部

<様式>

任意様式

※ 要求仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※ 消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

※ 消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が委託料上限額を超えた場合は失格となる。

イ 提出先および提出期限

令和2年8月19日（水）17時までに郵送（提出期限日必着）又は持参（提出期限日17時までに必着）とし、郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限ることとする。提出先は、美祢市立美祢図書館とする。持参の場合の受付は、美祢市立美祢図書館の休館日を除く、平日の9時から17時までとする。

(2) 疑義の照会

提案書等の内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて事務局から疑義の照会を行う。

(3) その他留意事項

ア 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに関する一切の経費は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された提出書類は返却しない。

ウ 提出された提案書等の差替及び追加は認めない。誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 提出された提出書類は、原則として第三者へは公開しないものとするが、審査終了後に情報公開請求や情報公開請求訴訟により公開する場合がある。

オ 提案書類の著作権は参加する事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案者の承認なく、他自治体など外部機関への公開・配布はしない。

## 5 選定方法

(1) 契約予定業者の選定方法

提案書提出者を対象に、美祢市立図書館基本構想策定業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）委員によるヒアリング審査（プレゼンテーション）を実施した上で契約予定業者を選定する。

審査にあたっては、各委員が選定基準に基づき採点し、評価の合計点が最上位である者を契約予定業者とし、次に高かった者を次点の事業者として選定する。

最高得点者が複数の場合は、審査会で協議の上、決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも審査を行うが、最低基準を満たさなかった場合は、選

定しないものとする。

(2) 契約予定業者の選定基準

別添2「美祢市立図書館基本構想策定業務に係る業者選定評価基準」のとおり。

(3) ヒアリング審査（プレゼンテーション）

ア 日程

令和2年8月24日（月）《予定》

※ 開始日時等については、別途通知する。

イ 会場

美祢市立美祢図書館

※ 会場を変更する場合は、別途通知する。

ウ 実施概要

(ア) プレゼンテーション出席者は5名以内とし、プロジェクト管理者を含むものとする。

(イ) 1参加者当たりの持ち時間は30分とし、説明を20分程度、質疑応答を10分程度とする。

(ウ) 説明は、第8号様式 業務実施体制調書の配置予定統括責任者及び担当者の中のいずれかが行うこととするが、質疑応答に関しては、第12号様式で定めるプレゼンテーション参加者のいずれが行ってもよい。

(エ) プレゼンテーションの際に用いる資料は、事務局に提出した提案書を用いるものとし、当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。また、提案書の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

(オ) 追加提案や追加資料の配布は認めない。

(カ) パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

(キ) 機器類を持ち込む場合は、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと。

(4) 選定結果の通知

契約予定業者及び次点の事業者に対しては「選定通知書」によりその旨を通知する。選定されなかった提案者については、「非選定通知書」によりその旨と理由を通知する。

(5) 留意事項

ア 審査結果に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法及び選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。

イ 本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加者へ通知する。

## 6 契約内容の協議及び契約

契約予定業者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。なお、協議に必要な資料については、契約予定業者が作成する。また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行う。